

令和8(2026)年度

国立研究開発法人国立環境研究所年度計画

令和8(2026)年3月

国立研究開発法人国立環境研究所

令和8(2026)年度国立研究開発法人国立環境研究所年度計画 目次

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
1. 環境研究に関する業務	3
(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	
① 脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現に向けてシステムチェンジを加速する研究プログラム	
② 自然を活用した解決策(NbS)の実装と展開に向けた研究プログラム	
③ 水・大気・土壌などの媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム	
(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進	
ア. 各分野における研究・技術開発の戦略的推進	
① 気候変動分野	
② 資源循環分野	
③ 自然共生分野	
④ 安全確保分野	
⑤ 地域協働/社会協働分野	
イ. 知的研究基盤の整備に関する取組	
① モニタリングに関する取組	
② データベース・情報ツールに関する取組	
③ 計測標準化に関する取組	
④ 試料保存・提供に関する取組	
(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進	
① 衛星観測に関する事業	
② エコチル調査に関する事業	
(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進	
① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進	
② 成果の社会還元及び社会実装	
③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及	
2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務	12
① 環境情報の収集、整理及び提供	
② 広報・アウトリーチ活動	
3. 気候変動適応に関する業務	12
(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助	
① 情報基盤の整備・運用	
② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助	
③ 国際的な連携・協力	
(2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務	
① 気候変動適応プロジェクト型研究	
② 気候変動適応分野における科学的知見の創出等の推進	
第2 業務運営の効率化に関する事項	15
1. 業務改善の取組に関する事項	15
(1) 経費の合理化・効率化	
(2) 人件費管理の適正化	
(3) 調達等の合理化	
2. 業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する事項	15

第3 財務内容の改善に関する事項	15
(1) バランスの取れた収入の確保	
(2) 保有財産の処分等	
第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	16
(1) 予算 別表1	
(2) 収支計画 別表2	
(3) 資金計画 別表3	
第5 その他の業務運営に関する重要事項	16
1. 内部統制の推進	16
(1) 内部統制に係る体制の整備	
(2) コンプライアンスの推進	
(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保	
(4) 情報セキュリティ対策の推進	
① 情報セキュリティ対策の推進	
② 個人情報等の管理体制の整備	
(5) PDCAサイクルの徹底	
(6) リスク対応のための取組の推進	
2. 人事の最適化	18
(1) 優れた人材の確保	
(2) 若手研究者等の能力の活用	
(3) 企画・運営部門(管理部門)の能力向上	
(4) 適切な職務業績評価の実施	
3. 施設・設備の整備及び管理運用	18
4. 安全衛生管理の充実	19
(1) 職員の健康保持増進	
(2) 危機管理体制の充実	
5. 業務における環境配慮等	19

別表1: 予算

別表2: 収支計画

別表3: 資金計画

令和8(2026)年度国立研究開発法人国立環境研究所年度計画

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務

環境研究に関する業務については、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進
- (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進
- (4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「国環研」という。)は、第六次環境基本計画が提示する環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」の具体化・実現において、科学的側面からの課題解決を先導的に推進するべく統合型研究プログラムを設定し、(2)の取組と密な連携のもとで、統合的な観点での研究開発を推進する。

① 脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現に向けてシステムチェンジを加速する研究プログラム

将来世代を環境的脅威から守り、人々のウェルビーイングが高まる社会を作るために、脱炭素・資源循環・自然再興を早期実現することの意義や必要性を明らかにする。その上で、実現の要となるシステムチェンジの同定と加速化手段の提案に多角的に取り組む、システムチェンジの社会実装を促進する科学的基盤を構築する。

具体的には、「脱炭素・資源循環・自然再興の早期実現の概念設計と計測手法の開発」「マクロ的視点によるシステムチェンジの加速化手段の開発」「メソ・ミクロ的視点によるシステムチェンジの加速化手段の開発」の3つの課題に取り組む。

「脱炭素・資源循環・自然再興の早期実現の概念設計と計測手法の開発」については、自然資本を含めた将来の社会像の提示に向けた概念設計の核となる要素を明らかにする。また、世界および日本を対象として、現状の理解と進捗評価のために利用可能な既存指標を整理するとともに、新たな開発が必要とされるギャップを明らかにする。日本のシステムチェンジを加速する手法探索のための国・地域間比較および対策・制度の構造分析の設計を行う。

「マクロ的視点によるシステムチェンジの加速化手段の開発」については、まず、世界を対象として、気候変動緩和策と生物多様性保全策を統合的に評価するためのシナリオ・モデル分析の基礎的な枠組みを構築する。さらに、日本を対象として、脱炭素に循環経済または自然再興の観点を組み合わせたモデル枠組みを構築し、脱炭素社会への移行過程における他課題との両立および競合を捉えたシナリオ評価を行う。

「メソ・ミクロ的視点によるシステムチェンジの加速化手段の開発」については、社会を支える主要な財・サービス(素材・エネルギー・移動・ヘルスケア等)を対象として、供給構造と構造転換経路を明らかにするための基礎的なモデルおよび分析枠組みを構築する。また、人々の生活・消費における環境配慮行動に関する既存の理論・エビデンスのレビューを行い、行動変容を分析するための基礎的な概念モデル・分析枠組みを策定する。

これらを通じて、脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現に向けたシステムチェンジの加速のための科学的基盤の構造化を図る。

② 自然を活用した解決策(NbS)の実装と展開に向けた研究プログラム

自然を活用した解決策(Nature-based Solutions)の有効性を科学的に検証し、社会制度や技術を統合して地域社会に実装するための研究拠点を形成し、持続的でレジリエントな社会基盤の構築に貢献する研究と社会実装を推進する。

具体的には、「NbS 技術の開発」「NbS 導入に関する社会制度設計と評価手法」「NbS の社会実装と拠点形成」の3つの課題に取り組む。

「NbS 技術の開発」については、陸域、陸水域、沿岸域を対象に、文献レビューとステークホルダーからの聞き取り等をもとに NbS によって解決すべき社会課題を整理し、核となる技術の要件を明確化するとともに技術開発のフレームワークを構築する。また、NbS 導入の効果を評価するためのベースとなる生態系モニタリングに着手する。

「NbS 導入に関する社会制度設計と評価手法」については、NbS に関する国内外の既存事例を分析し、背景となる制度やその運用手法を整理する。また、NbS の技術と制度を地域に導入するシナリオ策定にむけて、地域計画及び土地利用に関するデータベースを構築する。さらに、企業による水資源・水環境の保全や回復の取り組みの効果を評価するモデルの要件を明確化し、開発に着手する。

「NbS の社会実装と拠点形成」については、これまで国環研が関係を構築してきた地域からモデル流域・自治体を設定し、自治体や企業との連携のもと、産学官民連携による NbS 推進の地域組織を構築する。また沿岸管理・災害復興における NbS 実装に向け、地域復興と環境保全・防災に資する NbS を検討するための陸-海統合水・物質循環・生態系モデルを構築する。さらに、広域での展開に向け、NbS の新たな評価軸を明らかにする。

これらを通じて、NbS に関する研究拠点形成の基盤として、研究体制・モデル地域・主要研究課題を設定し、生態系機能の定量化や制度分析の枠組みを構築する。

③ 水・大気・土壌などの媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム

人間活動によって引き起こされた未知・未規制物質を含むパーフルオロもしくはポリフルオロアルキル化合物(PFAS)ほか残留性・移動性の高い媒体横断物質・プラスチックおよびその添加剤・薬剤耐性菌および抗微生物剤の3つの新たな脅威となる環境汚染問題に対して、発生源・排出解析、多媒体横断動態解析、影響解析を同時に行い、ワンヘルスの観点から、人間の健康と生態系の健全性の向上に資する研究を行うことにより、レギュラトリーサイエンスの推進に貢献する。

具体的には、「PFAS等の媒体横断物質のリスク低減に関する研究」「マイクロ・ナノプラスチック(MNP)の汚染状況と影響の把握と将来予測に関する研究」「抗菌薬・薬剤耐性(AMR)汚染の把握と管理戦略に関する研究」の3つの課題に取り組む。

「PFAS等の媒体横断物質のリスク低減に関する研究」については、検討すべき物質群を整理するとともに、資源循環、安全確保の両面から分析手法の構築などを通じて環境実態把握やその有害性評価などを進め、環境動態やリスク評価・管理に関連する重要なプロセスを把握する。

「MNPの汚染状況と影響の把握と将来予測に関する研究」については、生態影響が懸念される微細MNPを主対象に、測定法の高度化により環境・曝露実態を把握可能とし、環境動態モデルの改良のために媒体間移行を含む挙動理解の枠組みを明確化する。また、ライフサイクルを俯瞰してフロー分析と流出インベントリ手法の基本的構造を構築する。さらに、有害性評価や添加剤等化学物質の実態把握を推進して、リスク管理上の課題を整理する。

「抗菌薬・AMR汚染の把握と管理戦略に関する研究」については、自然共生と安全確保の統合的な把

握・対策が抗菌剤・抗生物質とこれに起因する AMR の課題解決に向けて、抗菌剤等の発生源近傍での実態把握と毒性評価、野生動物の広域展開可能な AMR モニタリング手法開発、水処理や土地利用に伴う AMR 動態を把握するための評価フレームを構築する。

これらを通じて、環境動態ならびに人や生物へのリスクを把握し、課題解決のための評価指標や対策手法を提案する。

(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進

環境省の政策体系や「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和 6 年 8 月環境大臣決定。以下「推進戦略」という。)の領域も踏まえつつ、環境研究の柱となる 4 つの分野と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定し、各分野を中核とした研究・技術開発を戦略的に推進する。

それぞれの分野では、今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する「先見的・先端的な基礎研究」を設定する。また、随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する「政策対応研究」とともに、研究分野それぞれの重要課題に関して統合的・実践的な取組を指向する「プロジェクト型研究」を設定し、分野間の連携や(1)の取組との相互連携も活用しつつ、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から実践的研究、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む取組を体系的に実施する。

これらに加えて、今後も我が国が環境科学分野における牽引役となりうるよう、分野横断的に、環境科学に関する知的研究基盤の整備を推進する。

なお、気候変動適応に関する研究は、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

ア. 各分野における研究・技術開発の戦略的推進

① 気候変動分野

気候変動の緩和及び地球規模汚染の改善に資する研究を行い、世界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の大気質を改善し気候を安定化させる 1.5°C 目標の実現に貢献することを目指す。

特に、「全球規模における GHG 吸収・排出量の迅速な推計システム構築と変動要因の解明(PJ1)」「国・都市規模における人為起源の GHG 及び SLCF 排出量の迅速な評価方法の確立と排出量の経年変化の導出(PJ2)」「排出量の変化による気候・大気質変動の再現と将来予測情報の創出(PJ3)」の 3 つの課題に取り組む。

「全球規模における GHG 吸収・排出量の迅速な推計システム構築と変動要因の解明(PJ1)」については、アジア・太平洋地域において、地上・航空機・船舶等のプラットフォームを用いた GHG の野外観測を推進するとともに、観測データをもとにグローバルな GHG 排出量を推計する逆解析モデルの開発を進める。特に、現場観測データと衛星観測データを複合的・統合的に利用することで逆解析手法を高度化する。

「国・都市規模における人為起源の GHG 及び SLCF 排出量の迅速な評価方法の確立と排出量の経年変化の導出(PJ2)」については、アジア・太平洋地域及び日本国内の首都圏等において、地上・航空機・船舶等のプラットフォームを用いた GHG 及び SLCF の野外観測を推進するとともに、観測データをもとに地域的な排出量を推計する逆解析モデルの開発を進める。

「排出量の変化による気候・大気質変動の再現と将来予測情報の創出(PJ3)」については、最先端の排出量、気候・化学スキームを取り入れて高度化されたモデルを用いて気候及び大気質のシミュレーションを実施して、気候変動及び地球規模汚染の状況や緩和策に関する分析を行う。

これらを通じて、脱炭素化に向かう排出量削減効果の検証のため、迅速に GHG 及び SLCF 年間排出量を把握する手法を高度化し、GHG 及び SLCF 排出インベントリを統合評価する事例を増やす。

② 資源循環分野

システム研究、リスク研究、技術開発研究の 3 つの専門分野の視点から、資源循環システムの包括的分析、資源循環過程における物質の資源性と有害性の評価、廃棄物処理処分の計画と技術開発に関する研究を実施し、資源循環・廃棄物行政や政策立案を支援する。

特に、プロジェクト研究「脱炭素実現に向けた資源循環の拡充に存在する障壁の克服」では、「資源循環の脱炭素とリスク低減の便益を最大化する合理的化学物質管理(PJ1)」、「化学物質安全性と脱炭素を両立する循環型廃棄物処理の要素技術(PJ2)」、「海洋プラスチックと脱炭素に挑むアジア都市資源循環イノベーション(PJ3)」の課題に取り組む。

「資源循環の脱炭素とリスク低減の便益を最大化する合理的化学物質管理(PJ1)」については、プラスチック、再生砕石等の土石系副産物の発生と循環利用フローを把握し、プラスチック添加剤、土石系副産物の重金属の含有・溶出に関するデータ整理する。

「化学物質安全性と脱炭素を両立する循環型廃棄物処理の要素技術(PJ2)」では、合成ガスへの高効率転換とガス精製の一体的検討、バイオマスとの共処理の条件を検討し、転換促進の支配因子とメカニズムの解明に取り組む。

「海洋プラスチックと脱炭素に挑むアジア都市資源循環イノベーション(PJ3)」については、都市における炭素中立・海洋プラ流出削減の先行評価と共に資源循環システムの定着に向けた社会実装のロードマップを設計する。

これらを通じて、脱炭素実現に向けた資源循環の拡充に存在する障壁を克服するための解決策導出の基礎となるデータ・技術基盤の整備を開始する。

また、政策対応研究では、資源循環と廃棄物処理の仕組みに関する研究として、日本の物質フローおよび廃棄物フローデータを整備し、人口動態の変化や災害発生等が廃棄物処理システムに及ぼす影響を体系的に整理する。また、資源循環の資源性と有害性に関する研究として、重要度の高い化学物質と媒体の組み合わせに基づく含有・溶出試験法の確立を進め、マイクロ・ナノプラスチックを主対象に流出量推計、汚染実態把握ガイドライン、安全性試験手法を検討する。さらに、下水汚泥および不燃粗大ごみ破碎残渣を対象に資源価値を踏まえた基礎データを蓄積するとともに、廃棄物処理処分技術に関わる研究として循環忌避物質・埋立忌避物質の無害化・封じ込め技術と性能要件を明確化し、処分・隔離機能や排水処理システムの長寿命化および維持管理コスト低減に資する技術課題を抽出する。

③ 自然共生分野

野生生物の保全と管理、外来生物等による影響の評価と対策及び環境変動による生態系影響の解明と保全に関する研究を進め、生態系の健全性の回復に資する政策提言を行い、自然再興の実現、人と自然との共存及び持続可能な生態系利用を推進させる。

特に、「人と自然の関係の適正化に向けた統合的研究(PJ1)」「生物多様性に及ぼす人為的環境攪乱の統合的影響評価と保全戦略(PJ2)」「環境変動に対する生物応答メカニズム解明(PJ3)」の 3 つの課題に取り組む。

「人と自然の関係の適正化に向けた統合的研究(PJ1)」については、野生生物および人を対象とする音響・画像観測技術の開発に着手し、野生生物と人の相互作用を理解するためのデータ基盤を構築する。また、防災等の人による生態系機能の利用も考慮した保全適地の評価の枠組みを構築する。加えて、企業や民間の生物保全活動の事例を収集し、自然科学と社会科学の両側面から生物多様性保全活動の

状況を明らかにする。

「生物多様性に及ぼす人為的環境攪乱の統合的影響評価と保全戦略(PJ2)」については、サブテーマ1(ハナバチ保全)で農薬・病原体の濃度・密度依存的影響を評価する解析手法を開発するとともに、繁殖回数に影響する気象条件を探索して気候変動影響の基礎パラメータを整備する。サブテーマ2(外来生物対策)では、ヒアリの早期発見に向けた探知犬育成と港湾での野外試験により有効性を評価するほか、アルゼンチンアリに対する新型グリスベイト等の防除データを蓄積し、防除マニュアルに知見を反映する。

「環境変動に対する生物応答メカニズム解明(PJ3)」については、気温変動下における陸水動物および維管束植物の生理生態機能に関する応答・順化・適応メカニズムを明らかにするため、対象生物の実験・測定プロトコルを構築する。また、野外調査地を選定し、観測調査を開始する。さらに実験・調査で得られるデータをもとに気温変動影響を評価するためのモデル構築に着手する。

これらの取組により、人と自然の関係性や生物多様性への影響評価に関する基礎的な知見とデータ基盤を整備し、5年間の研究計画全体における今後の展開に向けた足掛かりを形成する。

また、政策対応研究として、地方環境研究所等と連携した環境DNAを活用した全国規模の陸水域生物多様性観測ネットワーク構築と試料の受入体制の整備に着手する。また、琵琶湖とその流入河川において、魚類を中心とした水生生物の分布状況の把握を行い、地理情報等を援用した種分布モデルの構築に着手するとともに、得られた結果を必要に応じて滋賀県等に報告し、政策提言に繋げる。

④ 安全確保分野

未知・未規制の化学物質や、化学物質や微生物等の環境中での複合的な要因による環境汚染に対する安全確保と環境媒体の管理・改善に資するため、化学物質等によるヒト健康・生態系リスクの評価と対策案、大気、水、土壌における物質動態の理解と保全策に関する研究を行い、併せてレギュラトリーサイエンスに係わる研究の推進を図る。

特に、「環境質の保全と水循環、栄養塩管理の健全化プロジェクト(PJ1)」「動物福祉を考慮した化学物質によるヒト健康と生態影響の評価と原因探索プロジェクト(PJ2)」の2つの課題に取り組む。

「環境質の保全と水循環、栄養塩管理の健全化プロジェクト(PJ1)」については、病原細菌・ウイルスおよび有害藻類が惹起する水利用上のリスクの適切な管理に資する指標・病原微生物の定量手法と有害藻類の分布・動態把握手法の開発に取り組む。また、大気窒素汚染対策の検討に資するインベントリー精緻化のため、下水道・農業から大気への窒素排出量推計における改良点の抽出を行うと共に、新たな大気NH₃酸化機構を評価するためのチャンバー実験の反応条件を化学モデル計算を用いて決定する。

「動物福祉を考慮した化学物質によるヒト健康と生態影響の評価と原因探索プロジェクト(PJ2)」については、各種オミクス技術を用いた手法や、新たな高感度・高特異性の *in vitro* 試験法、魚類胚や無脊椎動物等を用いた試験など代替試験法、個体群レベルの生態リスク推定手法など新たな手法の開発を進めるとともに、環境試料に対して様々な生物影響を評価し、有害性が検出された試料の主要原因物質(群)を同定するためのターゲット・ノンターゲット化学分析手法の開発を進める。

これらを通じて、人々のウェルビーイング実現のための水・大気・土壌などの環境質の保全と国内外の化学物質の適切な評価・管理に繋げる。

また、レギュラトリーサイエンス研究を推進し、化学物質等のリスク評価・管理、大気・水・土壌等の環境管理などの環境政策において顕著化している問題に対応するため、最新の排出インベントリーと領域化学輸送モデル CMAQ を組み込んだ大気シミュレーションを用い、対策による大気質改善効果を効率的に評価するための新たな計算環境を構築する。

⑤ 地域協働/社会協働分野

これまでの災害・復興及び持続可能な地域形成に資する研究蓄積を統合・発展させ、分野横断的な課題解決と持続可能性の向上を通じて地域社会への貢献を強く志向する研究を行う。地域の多様な関係主体との協働を基盤とし、実践と理論の両輪で進め、方法論の構築、実践知の整理と理論化した上での提示、さらには協働論の発展を先導する。

特に、「復興ハブ創出を核とした社会・技術統合型の地域実装促進モデルの構築(PJ1)」「地域とセクター間の協働による化学素材等の CN の合理的推進(PJ2)」「地域の計画・政策形成段階の協働(PJ3)」「地域資源活用の障壁発見と克服に資する社会的技法の実践的研究(PJ4)」「地域の環境政策の執行を支援する広域ネットワーク型プラットフォーム(PJ5)」の5つの課題に取り組む。

「復興ハブ創出を核とした社会・技術統合型の地域実装促進モデルの構築(PJ1)」については、対話・協働の理論をレビューしてフレームを提示し、避難指示解除地域の住民・自治体・事業者等を対象に実践する。また、その対話の素材の一部として、自律分散型エネルギーに関する技術研究を実施する。

「地域とセクター間の協働による化学素材等の CN の合理的推進(PJ2)」については、LCCNによる環境・経済面のポテンシャルに関する国内外でのケーススタディの実施と、社会実装に向けた協力体制の維持及び水平展開を行う。

「地域の計画・政策形成段階の協働(PJ3)」については、対象地域の計画策定段階の協働における課題を分析するとともに、高い効果と賛同が得られる施策・取組案の立案に資する科学的知見を検討する。

「地域資源活用の障壁発見と克服に資する社会的技法の実践的研究(PJ4)」については、対象地域の関係者との協議や地域資源の現地調査等を通じて課題の可視化を行う。

「地域の環境政策の執行を支援する広域ネットワーク型プラットフォーム(PJ5)」については、対象地域の関係者との協議に基づき、環境政策の執行における課題を検討し、それを支援するためのプラットフォームのプロトタイプを提案する。

これらを通じて、各地域での課題解決に着手し技術・手法の提案と開発を進めるとともに、実践知を整理するための枠組みを構築する。

また、福島県浜通り地域の復興・環境政策過程分析として浪江町における水素政策導入過程の分析等を行い、復興・環境政策過程の検証と政策の見直しに資する知見を抽出する。乗用車や住宅等地域インフラ・消費生活の分析と評価を進め、特に家庭からの CO2 排出量の世帯間の格差を明らかにし、より公平な転換策の検討に取り組む。さらに、県外最終処分の実現に向けて、除去土壌やスラグの再生利用研究を進めつつ、減容・安定化技術の研究開発を通して施設要求性能を明確化し、減容化シナリオ・最終処分システムを提案する。

イ. 知的研究基盤の整備に関する取組

知的研究基盤の整備については、モニタリング、データベース・情報ツール、計測標準化、試料保存・提供それぞれに、以下の取組を推進する。

① モニタリングに関する取組

長期的視点に立った世界・地域スケールでの気候変動や汚染物質等に関する大気・海洋・陸域でのモニタリングや気候変動影響モニタリング、生物・生態系に関するモニタリング、霞ヶ浦・琵琶湖での水質や気象に関する観測等を継続的に推進する。

② データベース・情報ツールに関する取組

温室効果ガス観測データ・インベントリ等の公開や、資源・マテリアル、生物多様性、大気汚染予測情報、

化学物質等に関するデータベースや情報ツールの整備や維持・管理及び充実を図るとともに、情報発信やアウトリーチに努める。また、知的研究基盤整備に関する他の取組も含め、(4)③の環境研究共創拠点を通じた管理・提供等、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を目指す。

③ 計測標準化に関する取組

国内の生態影響試験のリファレンスラボラトリーとしての取組や生態影響試験法の国際標準化、国際基準に合致した環境標準物質の開発・分譲等による環境試料の化学分析の標準化の取組を推進する。また、環境研究の基盤となる良質な計測データの提供や、多数の物質を効率的に分析するための一括的な分析法の活用に関する検討、計測精度の維持・向上のため観測・計測・解析手法の開発や応用についても取り組む。

④ 試料保存・提供に関する取組

生物資源の収集・保存を通じた絶滅危惧種の域外保全に関する取組や、環境試料の系統的な収集・分析と長期保存に関する取組、微細藻類をはじめとする生物資源の持続的利用推進のための取組、生物応答試験や微小プラスチックを含めた各種化学物質の安全性評価のための実験水生生物の分譲に関する取組を推進する。

(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)に関する事業を着実に推進する。

各事業における具体的な活動内容は以下の通り。

① 衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)及び「宇宙基本計画」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定)に基づき、2025 年度に打ち上げられた 3 号機を含む GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを環境省、宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携して実施し、全球炭素循環等の科学的理解の深化に貢献するとともにパリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供する。

- ・ 2009 年および 2018 年に打ち上げられ、現在後期運用期間中の 1 号機(温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT))および 2 号機(GOSAT-2)については、取得したデータの定常処理を継続し、二酸化炭素、メタンなどの濃度等を算出するとともに、そのプロダクトの検証と保存、提供、広報活動を実施する。さらにその運用終了に向けた検討や準備作業を必要に応じて実施する。
- ・ 2025 年に打ち上げられた 3 号機(温室効果ガス・水循環観測技術衛星、GOSAT-GW)については、その定常運用期間中に取得したデータの定常処理を開始し、二酸化炭素、メタン、二酸化窒素の濃度等を算出するとともに、そのプロダクトの検証と保存、提供、広報活動を実施する。特にデータ処理に関するアルゴリズム・システムの改良や処理結果の検証に重点的に取り組む。
- ・ GOSAT シリーズのデータ利用の拡大などを目的として、内外の研究機関・研究者との連携を推進する。他の研究機関等に最適な専門家がいる分野に関しては、機関間共同研究や委託業務などを通して我が国としての成果の最大化を図る。さらに GOSAT シリーズのデータ処理や検証に必要な各種データを内外の関係機関との協定などに基づき、入手する。他国の同種衛星についても、機関間の協力協定などを通して連携を推進する。
- ・ 気候変動に関する科学への貢献等を目指し、4 号機の検討を 2030 年代前半の打上げを想定して進

める。

これらを通じて、全球炭素循環等の科学的理解の深化、将来の気候予測の高精度化、我が国及び世界各国の気候変動施策の推進に貢献する。

② エコチル調査に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日環境省策定、令和 5 年 3 月 30 日改定)や「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書」(平成 22 年 8 月 10 日国環研エコチル調査コアセンター策定、令和 7 年 6 月 2 日改定)等に基づき、平成 22 年度に開始された全国 10 万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全体を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査や青年期検査、並びに、約 5000 名を対象とした詳細調査等を着実に実施する。

調査の実施にあたっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)を遵守する。エコチル調査の参加者(妊婦)の募集は 2011 年から開始して 2014 年 3 月末に終了し、本中長期計画期間において、最年長の 2011 年度生まれの参加者は 14 歳から 19 歳となり、また、最年少の 2014 年度生まれの参加者は 11 歳から 16 歳となる。それぞれの年齢時期に合わせた追跡調査を、国環研に設置されたコアセンターを統括機関として、全国 15 地域の大学に設置され調査を担当するユニットセンター及び国立成育医療研究センターに設置され医学的な支援・助言を行うメディカルサポートセンターと協働で実施する。

R8(2026)年度においては、具体的には以下の事項を実施する。

- ・ 全参加者を対象として質問票調査(小学 6 年生～中学 3 年生)を実施するとともに、小学 6 年生に対しては精神神経発達検査や医学的検査を行う対面調査(学童期検査(小学 6 年生))を実施する。また、参加者のうちの一部を対象として精神神経発達検査及び医学的検査からなる詳細調査(12 歳)を実施する。今後の調査の適切な実施のために、事前にパイロット調査の試行等に基づき調査手法の検討を進めるなど、標準化された手法を定めて、研究計画書に基づく統一した調査を確実に進める。
- ・ 参加者から調査への継続的な協力を得ていくために参加者とのコミュニケーションや広報活動などを推進する。
- ・ 調査により得られた生体試料については適切に保管を行うとともに各種化学物質の分析方法や精度管理方法についての検討を行い、生体試料中の化学物質の分析を実施することで、環境中の化学物質への曝露評価を進める。
- ・ 調査により得られた各種情報についてはその取扱いについて細心の注意を払い、安全に保管・管理を行うためのシステムを維持・更新することにより適切に管理し、各種データベースの整備を行い、解析用データセットの作成を進め利活用を推進する。
- ・ 標準的な調査・分析手法の確立など環境保健分野の研究においては、環境省の取り組みと協調した国際連携など、国内外の他の研究機関等との連携を推進する。

これらを通じて、エコチル調査の研究計画書にしたがった調査の統括的な管理・運営を行い、研究成果の発信を促進し、環境政策の検討に貢献する。

(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省をはじめとした関係省庁や大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。加えて、そうした幅広い分野の連携や成果の社会

実装を支えるため、AI 技術の活用を含めた分野融合的なデータ駆動型研究を推進し、また国内外のデータ連携を推進することにより、環境研究のハブとしての機能を果たすことが期待されている。

そこで、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第6期科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略 2025（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、国内外機関との連携の強化や研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、以下の取組を行う。

① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進

- ・ 環境研究における中核的研究機関として、国内外の大学や他の国立研究開発法人、地方環境研究機関との共同研究・研究交流等や、民間企業との連携・ネットワーク構築を推進する。また、国環研の地方拠点等も活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO、市民等を含む多様な関係主体との協働を推進する。
- ・ 国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組むほか、国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動に参画し、国環研の研究成果と能力を活かした積極的な貢献を果たす。
- ・ 国内外の大学との連携においては、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成にも取り組む。

② 成果の社会還元及び社会実装

- ・ 個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として推進するとともに、学協会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・ 関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に貢献し、政策貢献等を通じて、研究開発成果の社会実装を推進する。
- ・ データベース、保存試料、環境標準物質等の外部研究機関等への提供に努める。
- ・ 知的財産については、知的財産ポリシーに基づいて、知的財産マネジメントを行う。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項の規定に基づき、国環研が所有する知的財産又は国環研に関連する技術・知識等の研究成果を活用したスタートアップ等の育成・支援のための組織的な取組を行う。

③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及

環境・経済・社会に関する多様な情報の統合的解析、AI 研究を含むデータ駆動型研究の推進、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を強化するため、「環境研究共創拠点」を構築する。本拠点は、統合的な環境研究情報基盤として、情報システム（ハードウェア・ソフトウェア）に加え、所内体制の整備や外部研究者との連携促進を含む総合的な仕組みであり、以下の取組を実施する。

- ・ 統合的な環境データ基盤の整備に向けて、必要となるハードウェアを構築するとともに、ソフトウェア（システム基盤）の設計・構築を進める。
- ・ 所内外のデータ共有・データ連携・共同研究の推進に向けて、所が所有する研究用計算資源の共同利用の仕組みを整えるほか、所内及び外部研究機関等へのアプローチを継続的に行う。
- ・ 環境データの流通促進に向けて、研究コミュニティに加え産学官のデータニーズを収集し、これらも踏まえつつデータ提供システムの設計・構築を進める。

2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

① 環境情報の収集、整理及び提供

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、国環研ウェブサイトや「環境研究共創拠点」を通じて提供する。

これまで運用してきた環境情報を発信する総合的なウェブサイト「環境展望台」は、近年の多様化するユーザーニーズに応えるべく発展的に解消し、必要な機能・コンテンツを環境研究共創拠点等へ移行し、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上やオープンデータ化に取り組む。

- ・ 国民が正確な情報の拠り所として参照することを意識した、学術的な背景や最新の法令等に基づく環境技術解説を、図表等を用いてわかりやすく提供する。
- ・ オープンサイエンスの推進に向け、研究成果の公開に取り組む。また、各種のデータセットへのデジタルオブジェクト識別子(DOI、永続的かつ一意に識別可能な国際標準規格)付与を推進し、研究データの流通および利活用の促進を図る。
- ・ 環境研究共創拠点を通して提供する環境データセットについて、研究データ管理、データ構造化や品質管理を推進することにより、透明性・利便性を向上させる。
- ・ インタラクティブな視覚化ツールや地理情報システム(GIS)技術を活用し、国環研が提供する環境データの内容を俯瞰的・直感的にわかりやすく伝える。

② 広報・アウトリーチ活動

- ・ 第6期中長期計画の開始に合わせて、広報対話活動に携わる既存体制を見直し、各研究ユニットが実施する広報とも一層連携しながら、より強固で効果的な発信を目指す。
- ・ プレスリリース、ホームページ、ウェブマガジン、SNS 等を組み合わせたクロスメディア戦略により、最新の研究活動や研究成果に関する情報を国民にわかりやすく発信する。
- ・ 新たに更新したホームページの改善を引き続き進め、利用者の利便性向上と迅速な情報提供を図る。
- ・ シンポジウムや施設公開をはじめ、各種イベント出展を通じ、成果を直接国民に届ける場を創出する。
- ・ 見学対応や講師派遣などのアウトリーチ活動を積極展開し、双方向の対話を促進することで、社会の声を研究へ反映し、国民との信頼関係を深める。

3. 気候変動適応に関する業務

気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。)に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に一体的・総合的に取り組む。

適応法施行 5 年を経て適応施策及び研究が一定程度進展してきた状況を踏まえ、研究成果の社会実装及び適応策の実践強化を推進していく。

(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助

① 情報基盤の整備・運用

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の適応策を推進するための情報基盤(A-PLAT)を整備・運用する。これを通じ、(2)に掲げる調査研究の成果を含む気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供を行う。

- ・ 国の気候変動適応推進会議による関係行政機関の緊密な連携協力体制の下、「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」及び「気候変動適応の研究会」を運営する。これにより、地域の機関も含む関係研究機関の間の情報交換・連携を深め、研究成果の社会実装促進や適応策の実践強化に貢献する。
- ・ 国、地方公共団体、事業者等幅広い主体の動向について情報収集し、またこれら主体との意見交換を通じ、幅広い関係主体のニーズや課題を把握し、さらなる科学的知見の活用促進や研究成果の社会実装、適応策の実践につなげる。
- ・ A-PLAT を通じた各主体に向けた分かりやすい情報提供、メルマガ・SNS 等最適な媒体を通じたプッシュ型情報発信を継続実施する。また今期は特に、国や関係する事業者等とも連携し、国民の理解及び行動を促進することを目指す。

② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助

- ・ 委員・講師派遣、問合せ対応、データ・資料・ツール・科学的知見の提供等、幅広い活動を通じて、都道府県又は市区町村による地域気候変動適応計画の策定又は推進等に係る技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的援助、また、事業者等各ステークホルダーの取組推進のための技術的援助を行う。
- ・ 地方公共団体や地域気候変動適応センターに対しては、積極的にコミュニケーションを図り地域ごとの実情を的確に把握しつつ、多様なニーズに応じた各種研修の実施、意見交換会の開催、科学的知見を施策に活用するための資料やツールの開発・提供等を実施する。今期は特に、地域の実情に応じた地域計画や地域センターのさらなる充実に向け、それらを適切に評価するための手法・指標等を開発する。また、適応策の主流化や他の分野の施策とのシナジー強化を目指し、地方創生につながる適応策のあり方について検討する。
- ・ 事業者に対しては、業種・業態ごとのニーズや課題を把握した上で、A-PLAT を通じた適応取組事例の収集・発信、セミナー・シンポジウム等の開催、e-learning 等のツールの開発・提供等を行い、気候リスク管理と適応ビジネスの両面での取組を推進する。今期は特に、金融機関や経済団体へのアプローチを通じて、より幅広い事業者への適応策の浸透を目指していく。

③ 国際的な連携・協力

- ・ 国内外の関係機関等と連携しつつ、気候変動影響・適応に関する科学的情報の収集やツール開発を行い、これらを AP-PLAT を通じて提供することにより、主にアジア太平洋地域における気候変動適応の推進に貢献する。今期は特に、これら地域における適応策推進のための資金アクセスを支援するツールの開発に着手する。

(2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

- ・ 基礎的取組として萌芽的研究を含む基礎研究を継続しつつ、応用的取組として1(2)に示すプロジェクト型研究を行うとともに、これら研究成果を(1)の技術的援助業務につなげるための知的基盤整備(地方公共団体等との共同研究の構築、研究データベース構築、ツール開発等)を併せて行うことにより、研究成果の社会実装を加速し、適応策の充実強化に貢献する。
- ・ その際、関連分野が多岐にわたることから、気候変動適応に関する研究機関連絡会議の構成機関(20の国研)、その他関連する大学・研究機関、及び地域気候変動適応センターと緊密に連携して取組む。
- ・ これら研究の成果は、(1)の技術的援助業務に積極的に活用するほか、A-PLAT や AP-PLAT を通

じた発信、ケーススタディエリアでの利活用を通じ、国内における国(政府影響評価報告書・適応計画の改訂)及び地方公共団体等の適応推進に貢献するのみならず、アジア太平洋地域の適応推進への貢献も目指す。

- ・ さらには、国際プロジェクト ISIMIP など国際的な研究活動にも積極的に取り組むほか、IPCC や ISO などの国際枠組への貢献を目指す。

① 気候変動適応プロジェクト型研究

国内外の気候変動適応に関する研究開発を先導し、気候変動適応の社会実装を推進するため、「適応策の効果を組み込んだ気候変動影響予測に関する研究」、「気候変動適応戦略の統合化・深化に関する研究」、「地域における気候変動適応の社会実装に関する研究」を行う。

「適応策の効果を組み込んだ気候変動影響予測に関する研究」については、世界・国内を対象とした様々な分野の気候変動影響モデルを開発・改良・統合し、多様な適応策を組み込んだ気候変動影響予測を行う。分野の網羅・不確実性評価・政策との接続のため、国内外の様々なプロジェクトと連携しながら研究を進める。

「気候変動適応戦略の統合化・深化に関する研究」については、影響指標と曝露・脆弱性指標(社会経済シナリオ等)を収集・整備し、多面的リスクの時空間分布解析を試行する。また、適応行動を促す／阻む要因を心理・制度(ソフト)と技術・情報基盤(ハード)の両面から整理し、新たな視覚化手法と短期的な気候リスク情報の試作を進める。

「地域における気候変動適応の社会実装に関する研究」については、適応策の好事例から社会実装を支える共通要因を抽出し、体系化を図る。同時に、南西諸島や那須野が原等の特定地域を対象に分野別の気候変動影響評価を実施し、地域課題に即した具体的適応策を検討する。さらに、アジア・太平洋地域での調査を通じて適応推進の制約・障壁要因を多角的に特定し、国内外における実装加速に向けた実践的知見を整理する。

これらを通じて、気候変動適応の実装に資する科学的知見の創出を目指す。

② 気候変動適応分野における科学的知見の創出等の推進

- ・ 地域気候変動適応センターとの共同研究(適応型)
 - (1)の一環として、「気候変動適応に関する地域気候変動適応センター等との共同研究」を実施し、地域の適応策の推進及び、地域気候変動適応センターの能力向上と人材育成に貢献する。
- ・ 気候変動適応に係わるデータ収集・整備
 - (2)①で収集・活用・開発するデータに加え、観測された気候や影響、将来の気候・社会経済シナリオや影響予測、適応策に関連するデータ群を収集・整備する。
- ・ 気候変動適応実践支援ツールの開発
 - 地域気候変動適応計画の策定など、国内外における地域レベルの気候変動適応に関する科学的情報の活用を促進するため、前述のデータベースなどを活用し、利用しやすい形でデータを提供するツールを開発する。
- ・ 戦略的気候変動適応統合データベースの構築
 - (2)①・②で収集・整備されたデータに加え、開発されたツール群を実装するデータベースを構築する。また、構築するデータベースを用いて、気候変動メカニズムの解明や複合・連鎖影響評価に資する分析機能ツールを開発する。

以上(1)及び(2)に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画

に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

(1) 経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費(「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。)のうち、業務経費及び一般管理費ともに1%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、物価高や円安等の経済情勢を踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

(2) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、国立研究開発法人特例随意契約や購買システムを利用した契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進する。また、内部監査や契約監視委員会等における点検・見直し等により契約の適正化を推進する。

2. 業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する事項

業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進による業務の効率化と利便性の向上等を図るため、技術革新を踏まえながら情報システムの充実に取り組む。そのため、情報セキュリティとDX推進を一体的に推進する体制を整備し、職員の情報リテラシーの向上及びIT人材の育成を図るとともに、積極的なAI利活用の促進で生産性の向上を図る。また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、業務運営を支える情報基盤、情報システムの適切な整備及び安定的な運用管理を行う。

- ・ PMO(Portfolio Management Office)の活動として、IT人材育成の一環となるAI活用の促進に取り組む。
- ・ 情報システムの整備では、ネットワーク機器更新に向けた調達手続きを開始し、情報セキュリティの強化と利便性向上の両立を進める。

第3 財務内容の改善に関する事項

第2の1.「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和7年9月29日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、セグメント情報(行政コスト、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び総資産額を、一定の事業等のまとまりごとに区分した情報)を引き続き開示する。

(1) バランスの取れた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても、全体として第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として、引き続き質も考慮したバランスの取れた収入の確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援を行う。

(2) 保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別表1

(2) 収支計画 別表2

(3) 資金計画 別表3

第5 その他の業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の推進

(1) 内部統制に係る体制の整備

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議を定期的に開催し中長期的視点を含めた運営のあり方や課題・対応について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」(平成27年4月1日平27規程第1号)及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会を中心に、モニタリング体制など内部統制システムの整備・運用を推進する。また、統制環境の有効性、効率性を定期的に確認し、その結果を踏まえ、内部統制制度の強化を図る。さらに、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

(2)コンプライアンスの推進

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成 22 年9月8日)に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。このため、基本方針の定めに基づき設置しているコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの実践の推進や取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」(平成 18 年9月 11 日平 18 規程第 22 号)及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」(平成 19 年9月 12 日平 19 規程第 17 号)等に基づき、管理責任の明確化、教育研修など事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

(3)研究セキュリティ・研究インテグリティの確保

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため、機微技術・情報の流出防止措置など研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に引き続き取り組むこととし、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」(令和6年3月 29 日関係府省申合せ)等の政策方針も踏まえ、関連部署が連携してその体制の一層の整備と運用強化を図る。

(4)情報セキュリティ対策の推進

① 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和7年6月27日国家サイバー統括室(NCO)サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を踏まえ、情報セキュリティポリシーや基準を適宜見直し、これに基づく適切な情報セキュリティ対策強化を講じるとともに、教育や遵守に向けた活動を包括的に対応する組織運営を実施する。さらに、研究セキュリティも考慮しつつ最新の技術に対応しながら、情報セキュリティに関する組織的対応能力の維持・向上に取り組む。また、これらの実施状況を踏まえた PDCA サイクルによる改善を図る。

② 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

(5)PDCAサイクルの徹底

業務の実施にあたっては、組織横断的な研究活動を含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底する。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用するなどして適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

(6)リスク対応のための取組の推進

上記(1)の業務方法書及び基本規程に基づき、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえリスクの発生の防止、発生の可能性の低減、発生した場合の被害の最小化、早期復旧及び再発防止等に関する取組を推進する。

2. 人事の最適化

(1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や優れた人材の確保等に努め、研究の活性化を促進する。事務系職員についても、適正な組織運営及び研究成果の最大化に貢献するべく、経験者採用も含めた積極的な職員採用等を進め、優れた人材の確保に努める。

(2) 若手研究者等の能力の活用

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条に基づく「研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針」(平成 23 年 2 月 3 日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

(3) 企画・運営部門(管理部門)の能力向上

「事務系職員採用・育成に関する基本方針」(平成 31 年 4 月 1 日国環研決定)を踏まえ、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、実効的な研修計画を立案・実施し、能力及び士気の向上を図る。また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、関係機関との人事交流等も含め多様な業務経験を通じて国環研の研究・業務活動を支援・推進するとともに、組織の適正な運営に努める。加えて、企画・運営部門のうち特に研究支援を担当する部門において、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。

(4) 適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

3. 施設・設備の整備及び管理運用

良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について、環境研究の中核機関としての環境配慮への取り組みも進めつつ、計画的な整備・改修・保守管理に努める。この他、新たに発生した課題に対応した施設整備を行う。また、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。

研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分方法を見直すなどの他、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館(新居室棟)」等の工事等において、環境面も含めて効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

4. 安全衛生管理の充実

職員の安全と心身の健康の保持増進を確保し、快適な職場環境を形成するため、以下の取組を行う。

(1) 職員の健康保持増進

定期健康診断の他、特殊健康診断を含む各種健康診断を確実に実施し、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーや法令に基づくストレスチェックの実施など、メンタルヘルス対策を推進し、職員の健康を確保する。

(2) 危機管理体制の充実

人為的な事故を未然に防止し、災害発生時研究業務等を継続できるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定、化学物質のリスクアセスメントの法令に基づく実施など、職場における危険防止・健康障害防止措置を徹底する。さらに、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練など各種安全・衛生教育訓練を推進し、危機管理体制を強化する。

5. 業務における環境配慮等

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」(平成 19 年 4 月 1 日国環研決定)や「国立研究開発法人国立環境研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 5 年 9 月 28 日国環研決定)、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(令和 5 年 2 月 24 日変更閣議決定)等に基づき、以下の事項など自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。また、業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を毎年度取りまとめ環境報告書として公表するとともに、国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についての積極的な発信に努める。

- ① 物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を 100% 調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
- ② 温室効果ガスについては、研究活動の発展に伴う増加要因を踏まえつつ一層の削減を図るとともに、再生可能エネルギー比率 100% の電力の調達をはじめ、導入可能な再生可能エネルギーを積極的に検討し、コスト面を考慮しつつ導入を図る。また、上水使用量についても、可能な限り節水機器の導入を図ることで一層の使用量削減を目指す。
- ③ 廃棄物の適正管理を進めるとともに、廃棄物発生量については、リユースの一層の推進や徹底した廃棄物の分別に努め、廃棄物発生量のさらなる削減を目指す。
- ④ 施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の適正な使用・管理、通勤に伴う環境負荷低減の取組を奨励する等自主的な環境配慮の推進に努める。
- ⑤ 構内の緑地等を地域の自然環境の一部と位置付け、職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行う。

別表1: 予算

令和8年度収支予算

(単位: 百万円)

区 分	研究業務	情報業務	適応業務	共 通	合 計
収入					
運営費交付金	13,903	477	923	1,788	17,091
施設整備費補助金	-	-	-	2,600	2,600
受託収入	3,886	0	136	-	4,022
自己収入	143	5	9	8	165
計	17,932	482	1,068	4,395	23,878
支出					
業務経費	11,510	402	727	610	13,249
施設整備費	-	-	-	2,600	2,600
受託経費	3,886	0	136	-	4,022
人件費	2,536	80	205	776	3,597
一般管理費	-	-	-	410	410
計	17,932	482	1,068	4,395	23,878

(注)「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表2: 収支計画

令和8年度収支計画

(単位: 百万円)

区 別	研究業務	情報業務	適応業務	共 通	合 計
費用の部					
経常経費	17,452	462	1,036	2,791	21,740
研究業務費	10,759	375	680	570	12,384
受託業務費	3,886	0	136	-	4,022
人件費	2,622	83	212	680	3,597
一般管理費	-	-	-	382	382
減価償却費	185	3	8	1,158	1,354
財務費用	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-
収益の部	17,452	462	1,036	2,791	21,740
運営費交付金収益	13,238	453	883	1,625	16,199
受託収入	3,886	0	136	-	4,022
自己収入	143	5	9	8	165
繰延運営費交付金(資産)戻入	185	3	8	1,158	1,354
財務収益	-	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-
純利益	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-	-

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで計上した。

2. 減価償却費は、交付金収入で取得した 50 万円以上の有形固定資産の減価償却累計額を計上した。

3. 減価償却費については、定額法で計算した。

4. 退職手当については、その全額について運営費交付金を財源とするものとして想定している。

5. 「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表3:資金計画

令和8年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	研究業務	情報業務	適応業務	共 通	合 計
資金支出	17,303	458	1,026	5,092	23,878
業務活動による支出	17,181	455	1,021	1,729	20,386
研究業務費	10,759	375	680	570	12,384
受託業務費	3,886	0	136	-	4,022
その他経費	2,536	80	205	1,158	3,980
投資活動による支出					
有形固定資産の取得による支出	122	2	5	3,363	3,492
財務活動による支出	-	-	-	-	-
次期中長期目標期間への繰越金	-	-	-	-	-
資金収入	17,303	458	1,026	5,092	23,878
業務活動による収入	17,303	458	1,026	2,492	21,278
運営費交付金による収入	13,274	453	881	2,484	17,091
受託収入	3,886	0	136	-	4,022
自己収入	143	5	9	8	165
投資活動による収入					
施設整備費による収入	-	-	-	2,600	2,600
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-	-

(注) 1. 資金計画は予算ベースで計上した。

2. 業務活動による支出は、有形固定資産取得見込額等を差し引いた額を計上した。

3. 投資活動による支出は、運営費交付金及び施設整備費補助金で取得する有形固定資産の取得見込額等を計上した。

4. 「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。